

鳥取県弁護士会シンポジウム（憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム）

自民党改憲四項目（自衛隊の明記・緊急事態条項・合区の解消・教育無償化の明記）の意味と問題点とは何だろうか？

▼ 水面下では国民投票法改正の動きも・・・政治に目を向ける余裕がないコロナ禍中の今だからこそ、憲法改正については注意が必要では？

分かりやすく憲法を教える教授として
講義に定評のある人気講師が基本から教えます。

AKB48とのコラボで
「憲法主義」などの書籍も執筆しています。

九州大学法学部 教授 憲法学者

みなみの しげる

南野 森 先生



講師

基調講演「そもそも憲法とは何か」(仮題)

日時 令和2年 **11月1日** (日) 午後1時30分開場
午後2時開始～5時終了 (入場無料・事前申込不要)

▼県内3会場をWEBで接続して開催！

メイン会場

さざんか会館 (鳥取市富安2丁目104-2) 大会講堂

○サテライト会場

米子: コンベンションセンター (国際会議場)

倉吉: 上灘公民館

当日は、鳥取県弁護士会「高橋敬幸弁護士」による海外視察報告もあります。

また、コロナ禍中での開催のため、各自事前検温とマスク着用にご協力をお願いします。

【南野先生に聞いてみよう！】 質問時間を今回は長めに用意！

憲法と災害との関係(コロナと緊急事態条項)等、日頃の疑問を聞いてみよう。

■ シンポ応援有志による直前「スタンディング」アピールのご案内

シンポジウム当日、12時30分から有志団体によるスタンディングアピールを県内各所で行います。

鳥取：駅前北口周辺 倉吉：駅前南口正面 米子：米子市文化ホール周辺

参加希望等ご質問・ご連絡は 東部 鳥取県労働組合総連合 (電話 0857-21-3171) まで

中部 鳥取県中部九条の会 (電話 0858-23-2316) まで

西部 岡島 恒志 (電話 090-6833-4470) まで

主催/鳥取県弁護士会 共催/日本弁護士連合会 中国地方弁護士会連合会



鳥取県弁護士会

〒680-0011 鳥取市東町2丁目221番地

電話 0857-22-3912 FAX 0857-22-3920